

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時30分)

受付番号第5号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

7 番 南 雲 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第7番 南雲まさ子。件名、コロナ禍における自然災害対策について。

要旨。近年自然災害が頻発化し、本町でも令和元年10月の台風19号では、町内の至るところで土砂崩れなどが発生し、県道・町道が通行止めとなり、また、土砂崩れによる住宅の半壊や一部損壊の災害が発生しました。今後もしつ発生するか分からない自然災害に対して、新型コロナウイルス感染症の影響が広がっている現下の状況を踏まえ、緊急に対応を要する次の事項についてお伺いいたします。

1、感染症対策に配慮した避難所運営のあり方についての見解をお伺いします。

2、自治会ごとにハザードマップに基づいた十分な説明をし、コロナ禍においても町民一人一人が自らの避難行動ができるようにしていく必要があると思いますが、見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず1つ目の御質問につきましては、今年度、昨年の台風19号やコロナ対策などに対応するため、国のガイドライン及び県のガイドラインが新規に策定されました。それに基づき、町のガイドラインと具体的な町の避難所設置要領を定めております。避難所は避難する場所であったり、生活スペースであったり、使い方の幅が広いもので、状況の推移に応じて形態が変化していくものと考えております。

まず、避難所を町民に開放したときはコロナ対策として検温の実施、連絡先の確認、マスクの着用、ソーシャルディスタンスを考慮した避難者の配置を実施し、避難者を速やかに収容することが第一と考えております。被害の状況によって、その次の段階としては、具体的には二、三日から1週間程度の滞在が伴う避難所へ逐次移行していきますが、その際の対応につきましては、テントによる仕切りの確保と全体の再配置、健康不安者や要介護者などの隔離スパー

ス、動線管理、ごみの処理と十分な消毒資材、適宜の換気と清掃などの衛生管理、個人の健康管理などを徹底して、長期的滞在に対応することとしております。また、避難所にてコロナ感染が疑われる方が発生した際には、迅速に対応できるよう、県対策本部、保健所と連携しながら、一般の避難者と接触しないよう、隔離・分離スペースの確保と動線管理を行い、速やかに検査を受けられるよう、県対策本部、保健所と調整し、避難所運営を行ってまいります。

避難所は多くの人が共存・混在する場所ですので、一番大切なこととしては、一人一人が規律を守り、大声での会話をしないことや、せきエチケットを守るなど、周りに気を配ることも大切な感染防止対策だと考えております。避難された方々には申しわけありませんが、多少の不自由なお時間をお過ごしいただく際には、御理解・御協力を賜りながら、避難所の運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問にお答えさせていただきます。松田町では平成27年に土砂災害防止法に基づく土砂災害及び水防法に基づく洪水、2種類のハザードマップを作成、配布しております。まず、土砂災害につきましては平成29年に、洪水につきましては令和元年に改定版のハザードマップを作成、配布しております。通常、ハザードマップの説明は記載された内容について実施するもので、従来の説明ですと警戒区域と特別警戒区域などの設定の考え方がなされず、その内容は分かりづらいのではないか、理解されているのかというふうに危惧しているところでもございます。理想は町民全員が松田町の災害の脅威を把握し、御自分の家の安全性を確認した後、自宅とハザードマップを重ね合わせ、自宅から避難に対する行動方針を決めるといった、マイタイムラインの作成を行っていただきたいと考えております。

まず、ハザードマップの見方や考え方をしっかりと説明してまいります。例えば、土砂災害ハザードマップにはイエローゾーンと呼ばれる警戒区域と、レッドゾーンと呼ばれる特別警戒区域があります。イエローゾーンは計算上、建物が破壊される区域ではなく、レッドゾーンは計算上、建物が破壊される区域を示すのですが、知っているのと知らないのではその理解に大きな差が出ます。また、ハザードマップでは土石流の範囲が分かっている、その高さや脅威が

分かりにくいと思いますので、コロナ禍による感染状況を鑑みながらとなりますが、マイタイムラインの作成も含めて、今年度中に各自主防災会の皆様方の御協力を賜りながら説明できるように行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

7 番 南 雲 まず、先ほど町長のほうから8月30日に職員の方の避難所開設について訓練をされたという御報告がありましたが、具体的にはどのような訓練が行われたのか伺います。

参事兼総務課長 それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。具体的な訓練といたしましては、文化センターの展示ホールにおいてですね、区割りをして、ソーシャルディスタンスを保ちながらテントで、プライベート空間を保てるようなテントを使いまして、その設営をして、その中にマットとか入れまして、それとか検温の実施の流れと、そういったものの訓練をさせていただいております。

7 番 南 雲 やはり、例えば今、展示ホールって言われましたけれども、やはり展示ホールだけでは賄えない部分というのも考えられますけれども、やはりほかの体育館とかでも、例えば同じような訓練をされた場合というのは、やはりそのような対応がすぐできるような状況であった訓練だったのでしょうか。

参事兼総務課長 今回の訓練においてはですね、避難所を開設する職員全般に対しての訓練ですので、例えば松田小学校ですとか寄中学校ですとか、そこで携わる職員は対してやっておりますので、皆さん同じような設営ができる訓練をさせていただいておるところでございます。

7 番 南 雲 やはり、予見できる風水害であっても、3密に配慮したレイアウトを迅速に準備することは難しいということで、対応の検討が必要って言われています。研修を行うことがとても大事だということで、そのような研修が行われたということで、とても安心いたしました。その中で、国の考え方として、3密を防ぐため、可能な限り多くの避難所の開設を示されています。そこで、現在企業等で避難所の開設場所として協力をいただいているところがあればお示しただけますでしょうか。

参事兼総務課長 現在のところ、先ほども古谷議員のところで説明したとおりなんですが、寄地

区ではソシアリンクさんとかその辺、それから、松田地区では、例えば立花学園さんですとか小田原エンジニアリングさんとか、そういった広いところがある企業さんを、まだ協定等は結んでないんですが、今後とも相談しながらですね、協力をいただけるような形の中で進めていきたいとは考えているところでございます。

7 番 南 雲 　ぜひお願いいたします。台風…令和元年の10月の台風19号で、小田原市では避難所としていた学校の体育館がいっぱいになってしまい、急遽教室を開放しましたが、住民の方から苦情があったと伺いました。先ほどにも古谷議員のところでありましたように、今回の台風9号、10号でもたくさんの避難所が満杯になってしまい、他の施設へ案内している事例もたくさんありました。このようなことを避けるために、多くの避難所の開設、設置の検討をしていただき、町民の方が安心して避難できるように要望いたします。

次に、2番のほうの質問に移らせていただきます。再質問に。松田町のハザードマップには避難所と広域避難所が掲載されています。答弁の中にもありましたが、ハザードマップの内容が分かりにくいのではないかと危惧されているとありましたが、私が以前100人近くの町民の方に防災アンケートを取らせていただきましたが、避難所と広域避難所の違いが分かっている方がほとんどいられませんでした。今年2月22日に町の町立体育館でハザードマップの説明会が行われましたが、参加者が少なく、町民へのハザードマップの説明の浸透が十分とは言えないように思われました。今年度中に各自主防災会の皆様に、マイタイムライン、ハザードマップの説明を行っていくとの前向きな御答弁をいただきましたが、説明会はコロナ禍による感染状況を鑑みながら開催するとありますが、コロナ禍でも今年度中までには開催ができるようにするのかを伺いたいと思います。

参事兼総務課長 　コロナ禍ですけれども、例えばソーシャルディスタンスとか検温の実施、マスクの着用などして、そういった環境を整えながらの上でのこういった説明会を行っていききたいという考えでございます。

7 番 南 雲 　やはり早いほうが、いつ来るか分からない災害に対して準備していくことは大事なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、マイタイムラインについて伺います。昨年10月の台風19号で、水害、土砂災害が発生した東京の西多摩地域で、今年の2月、防災アンケートを行ったところ、マイタイムラインについては81.8%の方が知らないと回答されました。なかなか西多摩地区のようにマイタイムラインは浸透しておらず、自主的に作成して活用することは難しいと思います。そこで、町主導で自主防災会の中で防災を一つの切り口として話し合う場を設けて、小さな単位で一人一人の方がマイタイムラインを作成するのではなく、小さな単位で作成していったらと思いますが、御見解を伺います。

参事兼総務課長      まず、マイタイムラインにつきましては、御家族の中で、ハザードマップを見ながら、話し合いながら、どのような対応をしていくかというのが基本だと考えております。今回、自主防災会を利用した中での説明会の中では、そういった作成の仕方とかですね、そういった、例えばひな型といいますか、そのシートみたいなものをお示ししながら作成していただいて、ある程度、何ていましょうか、ガイドラインみたいのあると思うんですけれども、個人個人で、御家族で相談していただく中で、どういうふうに避難をしていくとか、そういったことを考えていくような形の説明をしていきたいなと考えております。

7 番 南      雲      やはりそのこともすごく大事だと思うんですけれども、なかなかこのマイタイムラインの策定が進まない中で、やはりこのことも話し合いの中に入れながら、地域の方がやはりコミュニティーができて、災害が起きたときに共助の行動にもつながっていくと思いますので、そういった中でやはり個々の家庭でそういうタイムラインが作れたら理想だと思いますので、そういったことも鑑みて進めていっていただけたらと思います。

次に、神奈川県から避難について知っておくべきポイントが発表されています。避難とは難を避けることで、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。また、新型コロナウイルスで感染症が終息しない中でも、災害時には危険な場所にいる人は避難することとあります。行政はより分かりやすさを重視した情報発信に努めていかなければならないと思います。避難しなくてはならない方がどこに避難していいのか分からない、また、密を気にして避難をしないというようなことにならないように、対策をしていただけることを

期待して、私の質問を終わらせていただきます。

議

長 以上で、受付番号第5号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩中に昼食をとっていただき、午後1時30分から再開いたします。

(11時46分)